ASBJ

第 547 回企業会計基準委員会

資料番号　審議事項(2)-2

日付　2025 年 5 月 21 日

プロジェクト	金融資産の減損に関する会計基準の開発
項目	分類及び測定（ローン・コミットメント）の定めに関する検討

I.　本資料の目的

1. 本資料は、ローン・コミットメントに関する分類及び測定に関する定めについて ASBJ 事務局の分析及び提案をお示しし、ご意見を伺うことを目的としている。

II.　これまでの経緯

2. 第 544 回企業会計基準委員会等[1]において、減損プロジェクトにおける分類及び測定の定めに関する企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」（以下「金融商品会計基準」という。）、移管指針第 9 号「金融商品会計に関する実務指針」（以下「金融商品実務指針」という。）、移管指針第 12 号「金融商品会計に関する Q&A」（以下合わせて「金融商品会計基準等」という。）の改正方針についてお示しし、概ね異論は聞かれなかった。

3. 本資料では、前項を踏まえ、ローン・コミットメントに関する金融商品会計基準等の改正についての事務局の分析及び提案をお示しする。なお、ローン・コミットメントに関する開示の定めについては、今後、検討を行うこととする。

III. ASBJ 事務局による分析及び提案

ローン・コミットメントに関する金融商品会計基準等の改正方針

4. 第 544 回企業会計基準委員会等において、ローン・コミットメントについて以下の対応を行うことを事務局より提案した。

[1] 第 544 回企業会計基準委員会（2025 年 4 月 2 日開催）及び第 236 回金融商品専門委員会（2025 年 4 月 1 日開催）を合わせて「第 544 回企業会計基準委員会等」という。

(1) 金融商品会計基準において貸借対照表価額に関する定めを設け、予想信用損失モデルの対象となることを明記する。

(2) 金融商品会計基準に記載しなかった内容については、金融商品実務指針において定める。その際、当座貸越契約及び貸出コミットメントに関する現行の定め（金融商品実務指針第 19 項等）について、必要に応じて見直す。

(3) これまでの審議においては、ローン・コミットメントの測定に関する IFRS 第 9 号「金融商品」（以下「IFRS 第 9 号」という。）の定めの取入れ（IFRS 第 9 号第 4.2.1 項(d)）について検討を行っていないため、取入れの要否について検討を行う。

5. 前項に基づいて進めるにあたり、本資料においては、ローン・コミットメントに関する IFRS 第 9 号の定めの取入れについて、次の項目について分析する。なお、ローン・コミットメントの測定については、償却原価に関する論点と関連するため、償却原価に関する審議を行う際にあわせて検討することとする。

(1) IFRS 第 9 号の範囲に関する定めの取入れ並びに名称及び定義に関する検討

(2) 市場金利を下回る金利でローンを提供するコミットメントの取扱い（前項(3)）

IFRS 第 9 号の範囲に関する定めの取入れ並びに名称及び定義に関する検討

（現行の日本基準における定め）

6. 現行の日本基準においては、当座貸越契約及び貸出コミットメントに関する定めが次のとおり設けられている。

金融商品実務指針
金融商品の範囲、認識及び消滅 **金融商品の範囲** 当座貸越契約及び貸出コミットメント 19. 当座貸越契約（これに準ずる契約を含む。）及び貸出コミットメントは、金融機関等が顧客と合意した一定の限度まで現金を貸し付けることを約する契約であり、金融商品会計基準の対象である。

（IFRS 第 9 号の定め）

7. IFRS 第 9 号はローン・コミットメントを直接定義していないが、結論の根拠におい

て、ローン・コミットメントは「事前に特定された条件に従って信用を提供する確定約定」であると説明されている(IFRS 第 9 号 BCZ2.2 項)。

8. また、IFRS 第 9 号においては、第 2 章「範囲」において、ローン・コミットメントに関して次の定めが設けられている。

項番	IFRS 第 9 号の日本語訳
2.1	本基準書は、すべての企業が、以下を除くすべての種類の金融商品に適用しなければならない。 (中略) (g) 2.3 項に示したローン・コミットメント以外のローン・コミットメント。ただし、ローン・コミットメントの発行者は、他の点では本基準書の範囲外となるローン・コミットメントに、本基準書の減損の要求事項を適用しなければならない。また、すべてのローン・コミットメントは、本基準書の認識の中止の要求事項の対象となる。 (後略)
2.3	次のローン・コミットメントは本基準書の範囲に含まれる。 (a) 企業が純損益を通じて公正価値で測定する金融負債(4.2.2 項参照)に指定したローン・コミットメント。ローン・コミットメントに起因する資産を組成直後に売却する過去の慣行がある企業は、同じ種類のすべてのローン・コミットメントに本基準書を適用しなければならない。 (b) 現金又は他の金融商品の引渡し又は発行での純額決済が可能なローン・コミットメント。これらのローン・コミットメントはデリバティブである。ローン・コミットメントは、単に貸付金が分割して払い出されるというだけでは、純額決済とはみなされない(例えば、建設工事の進行に合わせて分割して払い出されるモーゲージ建設ローン)。 (c) 市場金利を下回る金利でローンを提供するコミットメント(4.2.1(d)項参照)

(分析)

9. 本プロジェクトにおいて IFRS 第 9 号の金融商品の分類に関する考え方を取り入れ

るかどうかについて、第 493 回企業会計基準委員会等[2]において次のとおり事務局より提案し、概ね異論は聞かれなかった。

(1) 金融商品の種類を基礎とする現行の金融商品会計基準等における金融商品の分類に関する枠組みを維持した上で IFRS 第 9 号の減損モデルを取り入れるにあたり最小限の見直しを行う。

10. ここで、本資料第 8 項に記載のとおり、IFRS 第 9 号ではローン・コミットメントに関して、第 2 章「範囲」において IFRS 第 9 号第 2.3 項に示したローン・コミットメント以外のローン・コミットメントは IFRS 第 9 号の範囲外としつつ、他の点では IFRS 第 9 号の範囲外となるローン・コミットメントについて IFRS 第 9 号の減損の要求事項を適用しなければならないとしている。

11. ここで本プロジェクトの目的に立ち返ると、本プロジェクトにおいてローン・コミットメントに関して議論を行っているのは、ローン・コミットメントに対して予想信用損失モデルを適用するためであり、IFRS 第 9 号におけるローン・コミットメントに係る範囲に関する取扱いを取り入れること自体が目的ではない。

12. 本資料第 9 項の方針及び前項の目的を踏まえた場合、本資料第 8 項に記載したローン・コミットメントに係る IFRS 第 9 号の範囲に関する定めを取り入れないことが考えられる。

13. 前項の場合においても、ローン・コミットメントに対して予想信用損失モデルを適用するためには、ローン・コミットメントを定義することが必要となる。この点、IFRS 第 9 号ではローン・コミットメントの定義が定められておらず、本資料第 7 項のとおり、結論の根拠において「事前に特定された条件に従って信用を提供する確定約定」と説明されているに留まっている。当該説明は抽象度が高く、ローン・コミットメントに該当する契約の範囲が必ずしも明確でないと考えられる。また、前項で取り入れないとした IFRS 第 9 号第 2.3 項の各項目との関係を整理することが必要となると考えられる。

14. この点に関連して、第 544 回企業会計基準委員会等では、次の意見が聞かれた。

(1) 当座貸越契約及び貸出コミットメントに関する現行の定めを必要に応じて見直すとする点は、IFRS 第 9 号にローン・コミットメントの定義がないため、どのような見直しをするのか想定しづらい。この点、金融商品実務指針において

[2] 第 493 回企業会計基準委員会（2022 年 12 月 26 日開催）及び第 192 回金融商品専門委員会（2022 年 12 月 21 日開催）を合わせて「第 493 回企業会計基準委員会等」という。

は貸出コミットメントの定義があり、比較的機能している面もあることから、現行の定めを変更する必要はないと考える。

15. 本資料第 13 項における分析及び前項の聞かれた意見を踏まえると、IFRS 第 9 号の結論の根拠における説明をベースとして、ローン・コミットメントを定義することは必ずしも適切でないと考えられる。このため、本資料第 14 項の聞かれた意見に基づいて現行の日本基準における貸出コミットメントの定義を用いた場合、どのような弊害が生じるかについて検討を行う。

16. 現行の日本基準では「当座貸越契約（これに準ずる契約を含む。）及び貸出コミットメントは、金融機関等が顧客と合意した一定の限度まで現金を貸し付けることを約する契約」であるとされており、当座貸越契約、コミットメント・ラインのほか、クレジットカードの与信枠等が含まれると考えられる。この定義を用いた場合、IFRS 第 9 号において予想信用損失モデルを適用すべき対象と想定されているものと全く同じではない可能性があるものの、概ねカバーされていると考えられる。このため、現行の日本基準における貸出コミットメントの定義を用いたとしても、大きな弊害はないものと考えられる。

17. IFRS 第 9 号の範囲に関する定めを取り入れず、前項のように現行の日本基準における貸出コミットメントの定義を用いた場合、IFRS 第 9 号において予想信用損失を適用すべき対象と想定されているものと全く同じではない可能性があることから、名称として「ローン・コミットメント」を用いることは必ずしも適切でないと考えられる。この場合、名称としては、現行の日本基準のとおり「当座貸越契約（これに準ずる契約を含む。）及び貸出コミットメント」を用いることが考えられる。

（提案）

18. ローン・コミットメントについて、関連する IFRS 第 9 号の取入れ（名称及び定義に関する検討を含む。）について、次のとおりとすることとしてはどうか。

(1) 本資料第 8 項に記載したローン・コミットメントに係る IFRS 第 9 号の範囲に関する定めを取り入れない。

(2) 名称及び定義については、現行の日本基準における「当座貸越契約（これに準ずる契約を含む。）及び貸出コミットメント」（金融商品実務指針第 19 項）を踏襲する。

ディスカッション・ポイント1
本資料第 9 項から第 18 項に記載した事務局の分析及び提案についてご意見を伺いたい。

市場金利を下回る金利でローンを提供するコミットメントの取扱い

（IFRS 第 9 号の定め）

19. IFRS 第 9 号第 4.2.1 項(d)は、市場金利を下回る金利でローンを提供するコミットメントについては、発行者は(1)期末に算定した損失引当金の額と(2)当初認識額から収益認識された累計額を控除した金額のいずれか高い方の金額で事後測定され、負債として計上することとしている。

20. 当該定めを設けた理由に関して、IASB は「この要求がないと、このようなコミットメントから生じる負債は、多くの場合には現金による対価を受け取らないので、貸借対照表に計上されないおそれがある」（IFRS 第 9 号 BCZ2.7 項）と結論の根拠において説明している。

（分析）

21. 本資料第 19 項に記載の市場金利を下回る金利でローンを提供するコミットメントに関する IFRS 第 9 号第 4.2.1 項(d)の定めを取り入れるかどうかついては、次の観点から検討することが考えられる。

    (1) 当該定めに該当するローン・コミットメントは一般的に行われているか。

    (2) 当該定めを本プロジェクトにおいて取り入れるか否か。また、取り入れるとした場合、要求事項とするか、会計方針の選択とするか。

22. 前項(1)については、市場金利を下回る金利でローンを提供するコミットメントに関する定めを日本基準に取り入れる必要性がどの程度あるかという論点である。仮に市場金利を下回る金利でローンを提供するコミットメントが一般的に行われていない場合、当該定めを取り入れる必要性は必ずしも高くないと考えられる。このため、本企業会計基準委員会において、市場金利を下回る金利でローンを提供するコミットメントが一般的に行われていると認知しているかどうか、企業会計基準委員会の委員の皆様のご意見を伺いたい。

23. 次に、本資料第 21 項(2)については、選択肢として次の案が考えられる。

(1) IFRS 第 9 号第 4.2.1 項(d)を本プロジェクトにおいて取り入れない（以下「案 1」という。）。

(2) IFRS 第 9 号第 4.2.1 項(d)を本プロジェクトにおいて取り入れる（以下「案 2」という。）。この方法は更に次の 2 つに分かれる。

① 要求事項として取り入れる（以下「案 2①」という。）。

② 原則的な方法として IFRS 第 9 号第 4.2.1 項(d)を取り入れ、選択可能な会計方針として IFRS 第 9 号第 4.2.1 項(d)を取り入れない方法を認める（以下「案 2②」という。）。

案 1

24. 案 1 は、発行者におけるローン・コミットメントについて、市場金利を下回る金利でローンを提供するコミットメントを区別することなく、受取ローン・コミットメント手数料の会計処理と予想信用損失を別個に会計処理する方法である。

25. この方法においては、ローン・コミットメントの発行者に対してローン・コミットメントが市場金利を下回る金利でローンを提供するコミットメントに該当するか否かを判定し、会計処理を行うことを求めないため、実務上の負担が小さいと考えられる。

26. 一方、本資料第 22 項の通り、現金対価を受け取らない市場金利を下回る金利でローンを提供するコミットメントについては、予想信用損失が計上されない限り、負債として計上されないこととなり、また、現金対価を受け取る市場金利を下回る金利でローンを提供するコミットメントについては、予想信用損失が計上された場合、負債が二重に計上されることが生じ得ると考えられる。さらに、国際的な比較可能性の観点からは、国際的な会計基準と遜色がないと認められる会計基準を目指すとするステップ 2 の目的とは整合しないと考えられる。

案 2

27. 案 2 は、IFRS 第 9 号第 4.2.1 項(d)の定めを本プロジェクトにおいて取り入れるものである。このうち、案 2①は IFRS 第 9 号第 4.2.1 項(d)の定めの適用をすべてのローン・コミットメントの発行者に求める方法であり、案 2②は IFRS 第 9 号第 4.2.1 項(d)の定めを原則としたうえで、IFRS 第 9 号第 4.2.1 項(d)の定めを適用しないことを選択適用できるようにする方法である。

28. 案 2①は、IFRS 第 9 号第 4.2.1 項(d)の定めを要求するため、国際的な比較可能性

を確保することを重視し、国際的な会計基準と遜色がないと認められる会計基準を目指すとするステップ2の目的と整合的であると考えられる。また、IFRSを採用している企業においては、日本基準における会計処理を調整することなくIFRSにおける会計処理とすることができることになると考えられる。一方、ローン・コミットメントの発行者に対してローン・コミットメントが市場金利を下回る金利でローンを提供するコミットメントに該当するか否かを判定し、会計処理を行うことを求めることとなるため、すべてのローン・コミットメントの発行者において、一定の事務上の負担が生じると考えられる。

29. 他方、案2②は、IFRS第9号第2.3項(c)の定めを原則としつつ、会計方針の選択として、市場金利を下回る金利でローンを提供するコミットメントに対しても他のローン・コミットメントと同様に予想信用損失の金額で負債計上する方法である。この方法は、金融保証契約に関して提案した金融保証契約と予想信用損失を別個に会計処理することができるオプション（A-3）と平仄が合う方法と考えられる。

小括

30. 本日の企業会計基準委員会においては、市場金利を下回る金利でローンを提供するコミットメントは一般的に行われていると認知しているかどうか、また、本資料第23項のいずれの案とすべきかについてご意見を伺いたい。

ディスカッション・ポイント2

次の2点についてご意見を伺いたい。

(1) 市場金利を下回る金利でローンを提供するコミットメントは一般的に行われていると認知しているかどうか。

(2) 本資料第23項のいずれの案とすべきか。

以　上